

れたものじゆれい。

第八章 結び——経済の動向に就し兼ねて

以上略舉したる如き、事実又前に既に私の私的な組織として販賣した紅茶の制度が、事実の未だ確立せぬまゝ輸行販から公認されたのであるが、それが半ば自體にての勢力が極大し、地方生産者と京都市紅茶との間に對して、その取引に不明瞭な点が生じ、不利益を占むするよりになつたので、貿易以来相次いで訴訟事件が発生し、明和に至りて遂に同種の事件として現れに至つた。

その間、同種制度そのものが変遷興廢があつたこと、紅花売賣場所の幾度かに亘る、紅茶苟面の改

ために、発達する可能性は最初からあがつたものである。そして明和九年から新に紅花世話をとじつものゝ改圖を見たのであるが、これも、最初の頃は忠實に妥当な活動をやつたが、年月を経るにつれて再び向墾制慶時代のような弊害を生むに至り、西川生産者側との問題が発生し、遂に文化五年の改正廢棄の陳情に至つた。

この向実にヒ拾年の長きに及んだのであるが、専売特權階級と生産者側との向の紛争が続いたのである。特權者は大きな組織の力や、或は莫大な資本の力にてて、お上に取入り、生産者を網羅し、さうして經濟社會の必然的な型に東づけの転換をめつたので、經濟意識の高まつた生産者と争ひ遂に特權者に抗しては、徹底的な勝利を占める(これは出来なかつたのである)。文化二年の借用詔文に次のようなものがある。

紅花荷物賣代金借用詔文之事

一正金百九拾六両貳分

銀八匁六分四厘

御西印紅花込荷五點

去々亥十二月限賣附代金目録表也

此所

内金五拾両

交金貳拾両

又金三拾両

庚金九拾六両貳分

當時御渡申相済候分
当匁五兩廿四日限御渡可申事
当匁十二兩廿四日限御渡可申事
別紙出世課支ニ而相済候分

銀八匁六分四厘

右去々亥秋大連載入之紅花荷物、該左工口殿御上京被取、御邊境御差団を以、私定江添込ノニ相成候処、其冬十二月限に先附、代金先づ由田限御渡り候故、御甲番右金目録表不候御國元江無

相違御不可申答之處、私近年身上不如意二付、無拠右金私勝手に遣込不均き取思入候。尤紅花苟
之儀者、御差苟之事故壳代金取込同様之致否ニ付、去冬大内夫而已御支配西人御登り被下、段々預
御催促、既ニ御公訴ニ也可相成處、乞攘相成候而ハ、私家名相続難出来、甚当感仕リ恐入候。依
之大黒屋久右工門殿取報乞以、段々御歎御説申上候處、捨別之御了算セ以、正金百九拾三両
貳分、銀八匁六分四厘之内、當時金百両差入、残金八我等出世可致達御催被下候段、蒸仕合ニ存
候。然ル处尔今渡世も相休シ居候程之事故、当金百両之才會出奉兼候ニ付、又ニ御願申、前書之
通右金百両之内、当金五拾両御渡申、又金貳拾両未ル五月廿日限可差上、又金三拾両當數十二月
廿日限ニ御取被下、当年中都令金百両可相済儀、訛ケ而御願申上候處、御圓済も不相成趣ニ候得
共、厚キ御慈養乞以御承知被下、重々難有存候。然ル上ハ書面之通少も無相違限月毎ニ過度相済
可申候。若及遲滿候ハ、取報人加判之者引請、過度并済可仕候。尚又残金九拾三両貳分、銀八
匁六分四厘八、私相続出世仕込、仕合証文別紙差上置候。右者当金百両割済相済候迄、爾後証加
判証文仍而如件。

文化二年四月

紅花壳代金借用入

京東洞院三角下ル

近江屋九郎兵工

右取報人

同所鳥丸通

大黒屋久右工門

上谷地

同處御江知泉屋藤左工門殿

安達屋又三郎殿

御支配衆中

（これに以つて見れば、文化頃はまだ大黒屋久右工門が仕合前を経験し、近江屋九郎兵工のようにな

人々に紅花の仕話をを行つてしたものである。町が「の時の同じ問題に因する別な出世証文の文言、近江園の書類として、「格別に御懇意を以て、私出世証被延引被不発上ハ、此已來向來御陰を以渡世出世証文キ、私家名相続仕不致等因ニ、紅花向屋ニ而身上行立次第、町並成丈ヲ追ニモ返納可仕候。」とあるが、これに依つて察あるに、出世証所が出来て幾年か経過するに、以前の向屋衆はやはり権力を發揮して、軍なる紅粉屋や紅染屋とは別に、出世証所としてこのへの機関を通過して出世証を取つたものである。

「かも」の詫文で問題になるのは、向屋共は相被らず又前の所謂濱田園のため理由にてりて、一方の商人に代金を仕払わず、迷惑をかけじたことである。濱田園にあれば、勿論代金の仕払は全く不可能にある詫文であるが、この詫文は時に出世証文として用いられる前に、以前の濱田園の仕様と拂り、身上が立石へ向うに在れば済すむところに仕立てて置かれていたのである。當時に持つて居るものと解される。しかし、この種の詫文が幾つも出る商人の手に残つて居ることになり、遂に返済の義務を負ふこととなつた。たゞに濱田園と同様の結果を商人に与えよう、それがやがて製糸百選乃至大糸打織に至るに及んでしまつた。谷地の知泉園主江口と濱田の安達園又三郎は、近江園九郎右衛門と奥系の深かつたものであつたが、詫文宛名の最後の「」の個人の紅茶向屋として、近江園九郎右衛門と奥系の深かつたものであつたが、詫文宛名の最後の「」の個人の御支配衆中とあるのを見れば、出世証主に結ばれる中商人やサンバーン等の洋服が贈られたものと思われる。

向屋制運は満洲が差遣し、商取引が本汎てであるに従つて、生産者と消費者の関係が複雑化するにつれ、その中で申分する必然的な機構として、河筋に連鎖を意味と力とを持つてゐたのであるが、これが組合を組織して専業化し、河筋の地占ひを以つてゐること、次第に擴張を加えるにつれて、

の結果紅花向壁としての制度のものは廢止となつてしまひ、それ代りの機関の設置せざりしも必要があつた。然しどの機構は變つてしまつても、任務内容におことは大差をなす所から、やはり同様の弊に陥ることには阻止出来なかつたのである。

前回に述べた如きの全面的に廢止し、生産者或は荷主と、糸粉屋の相対売買だけによるとかれど、同回に於ける横暴から逃れることは出来ても、却つて需給を調節することができ不可能になつて、實本の流通に困難を來し、引ては生産の発展が阻むことになる恐れがあつた。市場を混乱に陥れることが多かつた。取引體としての一般的回廻は近世において特に江戸や大阪に發展したが、これらの體す弊害も、糸粉花向廻の場合と同様であったので、天保の改革以前、幕府は總じて回廻組合を廢止したが、それは回廻に対する刑罰的な取扱ひだけの処置であつて、經濟的方面からの考慮に付いてはなかつた。この行回もなく復活するといつて不手際を演じたのは、述上のような理由があつたのである。天保以上の荷主や生産者たるの経営意識は、次第に高まつてまたとは言つても、その抗争は回廻に繋するものゝ所にて、完全な勝利を收めうことが出来兼ねた原因があつたのである。

(本稿は昭和廿八年度文部省科学研究助成金によつて撰る)